

令和7年度 胎内市奨学金貸与申請について

1. 趣旨

教育の機会均等の趣旨に基づき、学業に優れ、かつ、心身ともに健全な学生であって、経済的な理由により修学困難な者に対して、無利子で奨学金を貸与する。

2. 貸与予定者数 6名程度

3. 申請資格

- (1) 胎内市内に1年以上居住し、引き続き居住する世帯の子弟であって、高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、専門学校、短期大学、大学、大学院または職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設に入学又は進級する者及び在学中の者。
- (2) 学業に優れ、心身共に健全であり、学生生活の全般を通じて態度及び行動が学生にふさわしく、将来良識のある社会人として活躍できる見込みがあること。
- (3) 経済的理由により修学困難であること。
- (4) (独)日本学生支援機構、地方公共団体等の他の貸与型奨学金を受けていない、または受ける予定がないこと。(給付型奨学金との併用は可能です)
申込時期が重なるものについての重複申込はやむを得ないが、どちらも奨学生として採用決定された場合はいずれか一方を辞退すること。

※基金による運営のため、以上の資格を満たしても成績要件等により採用されない場合があります。

※成績については、概ね以下を基準として審査します。

【高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校】

令和7年4月より1年生となる者については、中学校3年間における学習成績評定が全履修科目について平均した値が3.0以上(5段階評価)であること。2年生以上の者については、申請時までの学習成績評定を全履修科目について平均した値が3.0以上(5段階評価)であること。

【専門学校、短期大学、公共職業能力開発施設】

令和7年4月より1年生となる者については、高等学校3年間における学習成績評定が全履修科目について平均した値が3.2以上(5段階評価)であること。2年生以上の者については、申請時までの成績で「良」又は「B」以上(3段階評価)が全履修科目数の5割以上であること。

【大学、大学院】

令和7年4月より大学生となる者については、高等学校3年間における学習成績評定が全履修科目について平均した値が3.5以上(5段階評価)であること。2年生以上の者については、申請時までの成績で「良」又は「B」以上(3段階評価)が全履修科目数の5割以上であること。

令和7年4月より大学院生となる者については大学における学習成績評定が全履修科目で「良」又は「B」以上(3段階評価)が全履修科目数の5割以上であること。

4. 貸与の額及び期間

- (1) 貸与期間 その者の在学する学校等の最短修業年限の終期まで

- (2) 貸与月額

高等学校、中等教育学校後期課程 月額 10,000円 以内

高等専門学校、専門学校、短期大学、公共職業能力開発施設 月額 40,000円 以内

大学・大学院 月額 50,000円 以内

5. 申請書類 以下の書類を提出すること。(提出された書類は返却しません)

- (1) 奨学金貸与申請書(第1号様式) ※特別な事情がある場合を除き、本人が記入すること。

- (2) 奨学生推薦調書(第2号様式) ※本人開封無効

令和7年4月より1年生となる者は卒業した中学校又は高等学校長、大学長によるもの

令和7年4月より2年生以上となる者は、在学する学校長、大学長によるもの

- (3) 成績証明書 ※本人開封無効

令和7年4月より1年生となる者は卒業した中学校、高等学校又は大学のもの
令和7年4月より2年生以上となる者は、在学する学校又は大学のもの

(4) **保証書** (第3号様式)

連帯保証人2人のうち1人は保護者(父母等)とすること。

もう1人は、本人や連帯保証人(父母等)と世帯を異にし、原則として胎内市に居住し独立した生計を営み、いつでも本人と連絡の取れる者で65歳未満の者とする。

(5) **住民票**

世帯全員の氏名と続柄が記載されており、本籍地、マイナンバー表示は省略されたもの。

(6) **保護者(父母)の収入に関する証明書(令和6年分)**

給与収入のみの場合は源泉徴収票の写し

事業収入など給与収入以外がある場合は、令和6年分の確定申告書の写しもしくは最新の市民税申告書の写し

(7) **その他** (以下に該当する場合のみ) ※詳細についてはお問い合わせください

- ・障がいのある人のいる世帯については、障害者手帳の写し等
- ・長期療養者のいる世帯で療養のため経常的に特別な支出がある世帯については、その金額にかかる領収書等の写し
- ・主たる家計支持者が別居している世帯については別居のために特別に支出している住居費、光熱水道費などの領収書等の写し
- ・火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯については、被害を受けたことを証明するもの及び修繕費などの領収書の写し

6. **申請受付期間** 原則として下記期間以外は受付しません。提出が遅れる場合は事前にご連絡ください。

令和7年3月3日(月)～令和7年3月31日(月)

7. **申請先**

胎内市教育委員会 学校教育課(胎内市役所黒川庁舎2階)
〒959-2807 胎内市黒川1410番地

8. **奨学生の決定及び通知**

奨学生選考委員会において人物・学力・健康状態・経済状況等総合的に審査を行った後、貸与可否の決定を5月下旬頃に通知します。

※決定通知後、10日以内に誓約書や在学証明書等の書類提出が必要となります。

9. **奨学金の交付時期**

初回は4～6月分の合算した額を6月中～下旬に交付します。

7月以降は毎月10日(金融機関休業日の場合は前営業日)に交付します。

10. **奨学金の返還**

貸与終了月の翌月から起算して8ヵ月経過した後から最長10年以内に返還します。(ただし、貸与総額によって1年間に返還すべき最低額が決まっているため、返還期間が10年より短い場合もあります。)返還は年賦(12月)又は半年賦(6月・12月)から選べます。また、繰上げ返済はいつでも可能です。

11. **奨学金交付の休止・停止**

奨学生が休学または長期にわたって欠席したときは、奨学金の貸与を休止することがあります。

また、学業や性行等の状況により奨学生として適当でないと認められたときは、奨学金の貸与を停止又は貸与期間の短縮をすることがあります。

◆**奨学金に関する問い合わせ**

胎内市教育委員会 学校教育課庶務係 TEL47-2711(内線2318)